

# SEEDs支援事例：申告特例非該当通知書に関するお知らせへのナッジ活用

## 【趣旨】

堺市市民税課がふるさと納税ワンストップ特例制度の適用条件を満たしていない方に通知する申告特例非該当通知書に同封しているチラシにナッジを活用するため、デザイン案に対してアドバイスを行った。

## 【課題（ボトルネック）】

通知された文章がわかりにくかったり、読むのが面倒等の理由により、電話での問い合わせが増えてしまう

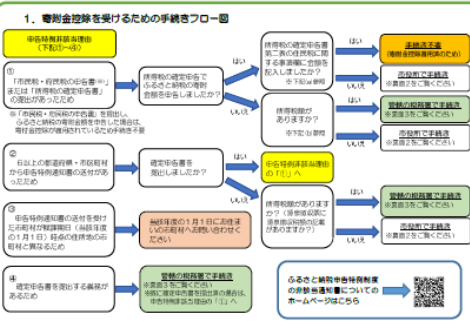
## 【概要】

- 対象 申告特例非該当通知書を受け取る市民
- 期間 2024年6月～12月
- 内容 申告特例非該当通知書に同封するチラシについて、ナッジを活用したデザインに変更

**申告特例非該当通知書に関するお知らせ**

同封の「申告特例非該当通知書」は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用条件を満たしていないために、特例が非該当となったことをお知らせするものです。  
市民税・府民税（住民税）で寄附金控除（ふるさと納税）の適用を受けるには、別途手続きが必要となる場合がありますので、下記1.のフローをご確認ください。

**1. 寄附金控除を受けるための手続きフロー**



① 申告特例非該当通知書（下記①～④）  
 ② 「市民税・府民税の申告書」または「所得税の確定申告書」の提出があったため  
 ③ 申告特例通知書の送付を受けた市区町村が賦課期日（毎年12月31日）時点の住所地の市区町村と異なるため  
 ④ 確定申告書を出す義務があるため

【確定申告書第二表】  
 ① 市民税・府民税に関する事項  
 ② 所得税に関する事項

【確定申告書第一表】  
 ① 所得税に関する事項  
 ② 市民税・府民税に関する事項

この欄にふるさと納税の寄附金額を記載すれば、手続きは完了です。  
 この欄に1月以上の金額が記載されている場合は、「所得税」欄があります。



**ご確認ください！！**  
寄附金控除（ふるさと納税）が住民税に適用されていないかもしれません。

**STEP 1 同封の通知書で非該当理由を確認**

この欄を確認

**STEP 2 フロー図で手続きの要否と手続き先を確認**

① 非該当理由が「市民税・府民税の申告書」または「所得税の確定申告書」の提出があったため

★1 市民税・府民税の申告書でふるさと納税の寄附金額を申告したか？  
 はい → 市民税・府民税の申告書でふるさと納税の寄附金額を申告したか？  
 いいえ → 市民税・府民税の申告書でふるさと納税の寄附金額を申告したか？

② 非該当理由が「6以上の都道府県・市区町村から申告特例通知書の送付があったため」

③ 非該当理由が「申告特例通知書の送付を受けた市区町村が賦課期日（毎年1月1日）時点の住所地の市区町村と異なるため」

④ 非該当理由が「確定申告書を出す義務があるため」

## 【活用したナッジ】

- ・メッセージの単純化（Easy）
- ・損失の強調（Attractive）